

添付書類の取得・進捗管理表

被相続人		相続開始日	
申告期限		作成日	

案件用リスト（共通書類・種類別・特例別のうち、この案件で必要な行だけを転記する）

[illegible]

作成日がいつ以後かの条件が付く書類は、取り寄せの順番を間違えると使えません。戸籍の謄本等は相続開始の日から10日を経過した日以後に作成されたもの、相続時精算課税に係る戸籍の附票の写しは相続開始の日以後に作成されたもの、特定贈与財産に係る戸籍の附票の写しは贈与を受けた日から10日を経過した日以後に作成されたものに限られます（国税庁チェックシート 注1～注3）。